

2022年 11月 第124号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



はやいもので、今年もあと2ヵ月を残すばかりとなりました。
2022年の入国再開後は、組合にとって過去に経験した事のない業務量（入国・配属・帰国）を行って参りました。今後も過去に経験した事の無い量の（試験・資格変更）業務が、一度にまとまって時期を迎えます。これはJCIだけに限らず、試験機関や機構・入管にとっても、約2年分の申請が殺到する事となりますので、何事も早め早めに申込、準備を行っていく必要がございます。

試験準備や実習生の指導等、受入れ企業の皆様にもご協力頂きながら進めて行きたいと存じます。どうぞ宜しくお願い致します。

実習生の年末調整について

中国・タイ以外の実習生及び、中国・タイを含めた『特定活動』『特定技能』ビザの全員は、日本人同様、扶養控除・配偶者控除の申告を行い、適用を受けた後、納税する必要があります。
国外居住親族（母国の家族）の扶養控除申請を行う際には、【親族関係書類】と【送金証明】両方の提示が必要です。

組合を経由して作成したSBIカードを使用して母国に送金した分は、9月末までの送金履歴を先日、各企業宛に送付いたしました（届いていない実習生については送金実績がありません。）
また、個人で作成した送金カードを利用したり、銀行で海外送金を行った場合の送金履歴は組合で把握しておりませんので、各実習生が自分で会社に提出するよう声掛けをしています。

来年（令和5年）からは、さらに送金の要件が厳しくなります※年間38万円以上送金した家族のみ扶養家族と認められ、それ以外は扶養家族にはなれません。

※実習生・特定活動・特定技能者の年末調整につきまして、ご不明な点がございましたら、組合担当者までお問い合わせください。

技能実習責任者講習・実習指導員講習・生活指導員講習の期限にご注意下さい（3年です）

受入れ企業の皆様に、受講が義務付けられている【実習責任者講習】、任意での受講が推奨されている【実習指導員講習】【生活指導員講習】の有効期間は、それぞれ3年です。

特に、実習責任者講習は期限が切れてしまうと、実習計画の申請ができなくなってしまいます。

皆様、前回の講習受講日から3年経過の時期をご留意頂き、受講の申込をお願い致します。

尚、現在多くの講習機関ではオンラインでの受講も可能となりました。会場まで足を運ばずに、受講が可能となりましたので、併せてご検討下さい。

（画面に、受講者の顔を映すカメラ機能が付いたパソコンが必要です。タブレット・携帯不可）